

規 則 名	理 由	要 旨
<p>教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>免許状更新講習規則の改正に伴い、更新申請に係る様式を見直すため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 様式の見直し 第18号様式、第21号様式及び第22号様式を見直す。</p> <p>2 施行期日等 (1) 平成28年4月1日から施行する。 (2) 所要の経過規定を置く。</p> <p>(改正附則関係)</p>

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（案）

教育職員免許に関する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十八号様式（表）を次のように改める。

(表)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の課程の修了によるもの)

奈良県教育委員会 殿

年 月 日

(フリガナ 氏名)	印	生年月日	年	月	日
勤務(予定)校・機関	職名				
現住所	電話	本籍地			

※ 勤務(予定)校・機関及び職名は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、免許状の有効期間の更新を申請します。

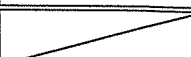
【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

注

- 1 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書(有効期間の延長されている場合は有効期間延長証明書)のいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注

- 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は更新講習修了確認履修証明書を添付してください。
- 2 「対象免許種」欄には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください(複数に○印を記入することも可)。なお、選択必修領域について、対象免許種が特定されていない講習については、同欄に斜線を引き抹消してください。
- 3 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」と「選択必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入してください。

第二十一号様式(表)を次のように改める。

(表)
更新講習修了確認申請書

奈良県教育委員会 殿

(フリガナ 氏名)		年 月 日	
印	生年月日	年	月 日
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	電話	本籍地	

※ 勤務(予定)校・機関及び職名は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認を申請します。

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

注

- 1 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注

- 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は更新講習修了確認履修証明書を添付してください。
- 2 「対象免許種」欄には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください(複数に○印を記入することも可)。なお、選択必修領域について、対象免許種が特定されていない講習については、同欄に斜線を引き抹消してください。
- 3 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」と「選択必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入してください。

第二十二号様式（表）を次のように改める。

（表）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）
附則第2条第3項第3号の確認申請書

奈良県教育委員会 殿

年 月 日	
（フリガナ 氏名	印 生年月日 年 月 日
勤務（予定）校・機関	職名
現住所	電話 本籍地

※ 勤務（予定）校・機関及び職名は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号に規定する確認を申請します。

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

注

- 1 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了（履修）年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択領域		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

注

- 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は更新講習修了確認履修証明書を添付してください。
- 2 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」と「選択必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により現に提出されている申請書等は、この規則による改正後の教育職員免許に関する規則の規定により提出されたものとみなす。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改正案

第18号様式 (第17条の3関係)

(表)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の課程の修了によるもの)

奈良県教育委員会 限

(フリガナ) 氏名	印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	電話		本籍地

※ 勤務(予定)校・機関及び職名は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、免許状の有効期間の更新を申請します。

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者の氏名	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

注

- 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書(有効期間の延長されている場合は有効期間延長証明書)のいずれかを添付してください。
- 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

履修事項	開設者	修了(履修)年月日	対称免許種
必修履修		年 月 日	教・養・栄
選択必修履修		年 月 日	教・養・栄
選択履修		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注

- 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は更新講習修了確認履修証明書を添付してください。
- 「対称免許種」欄には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください(複数に○印を記入することも可)。なお、選択必修履修について、対称免許種が特定されていない講習については、回欄に履修を引き括弧してください。
- 平成28年3月31日以前に「教諭」についての定員並びに子どもの変化、教育課程の動向及び学校の内外における連携協力についての取組に関する事項について免許状更新講習を履修した場合には「必修履修」と「選択必修履修」の欄に「教科指導、生徒指導その他の教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合は「選択履修」の欄に、それぞれ記入してください。

現 行

第18号様式 (第17条の3関係)

(表)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の課程の修了によるもの)

奈良県教育委員会 限

(フリガナ) 氏名	印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	電話		本籍地

※ 勤務(予定)校・機関及び職名は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、免許状の有効期間の更新を申請します。

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者の氏名	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

注

- 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書(有効期間の延長されている場合は有効期間延長証明書)のいずれかを添付してください。
- 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了(履修)年月日	対称免許種
教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状		年 月 日	教・養・栄
養護教諭免許状		年 月 日	教・養・栄
栄養教諭免許状		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注

- 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は更新講習修了確認履修証明書を添付してください。
- 「対称免許種」欄には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください(複数に○印を記入することも可)。なお、選択必修履修について、対称免許種が特定されていない講習については、回欄に履修を引き括弧してください。
- 平成28年3月31日以前に「教諭」についての定員並びに子どもの変化、教育課程の動向及び学校の内外における連携協力についての取組に関する事項について免許状更新講習を履修した場合には「必修履修」と「選択必修履修」の欄に「教科指導、生徒指導その他の教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合は「選択履修」の欄に、それぞれ記入してください。

改 正 案

第21号様式(第17条の3関係)

(表)

更新講習修了確認申請書

奈良県教育委員会 展

(フリガナ)

氏名	印	生年月日	年	月	日
勤務(予定)校・機関	職名				
現住所	電話	本籍地			

※ 勤務(予定)校・機関及び職名は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認を申請します。

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者の氏名	免許状に記載の本籍地

注

- 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付してください。
- 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注

- 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は更新講習修了確認証明書添付してください。
- 「対象免許種」欄には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください(複数に○印を記入することも可)。
- なお、選択必修領域について、対象免許種が特定されていない講習については、同欄に領域を引続き消してください。
- 平成28年3月31日以前に「教諭」についての省並及び子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」と「選択必修領域」の欄に、「教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状更新講習履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入してください。

現 行

第21号様式(第17条の3関係)

(表)

更新講習修了確認申請書

奈良県教育委員会 展

(フリガナ)

氏名	印	生年月日	年	月	日
勤務(予定)校・機関	職名				
現住所	電話	本籍地			

※ 勤務(予定)校・機関及び職名は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認を申請します。

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者の氏名	免許状に記載の本籍地

【注意事項】

- 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付してください。
- 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状		年 月 日	教・養・栄
養護教諭免許状		年 月 日	
栄養教諭免許状		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注

- 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は更新講習修了確認証明書添付してください。
- 「対象免許種」欄には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください(複数に○印を記入することも可)。
- なお、選択必修領域について、対象免許種が特定されていない講習については、同欄に領域を引続き消してください。
- 平成28年3月31日以前に「教諭」についての省並及び子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」と「選択必修領域」の欄に、「教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状更新講習履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入してください。

改正案
第22号様式(第17条の3関係)
(※)
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)
附則第2条第3項第3号の確認申請書
奈良県教育委員会 殿

(フリガナ)) 年 月 日
氏名 印 生年月日 年 月 日
勤務(予定)校・機関 職名
現住所 電話 本籍地

※ 勤務(予定)校・機関及び職名は、記入できない場合は空欄のままとしてください。
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を申請します。

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

注 1. 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付してください。
2. 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。
【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日

注 1. 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は更新講習修了確認証明書添付してください。
2. 平成28年3月31日以前に「教職」についての省令並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項、「選択必修領域」の他に、「教科指導、生徒指導その他の教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合は「選択必修領域」の欄に、それぞれ記入してください。

現行
第22号様式(第17条の3関係)
(※)
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)
附則第2条第3項第3号の確認申請書
奈良県教育委員会 殿

(フリガナ)) 年 月 日
氏名 印 生年月日 年 月 日
勤務(予定)校・機関 職名
現住所 電話 本籍地

※ 勤務(予定)校・機関及び職名は、記入できない場合は空欄のままとしてください。
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を申請します。

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【注意事項】
・ 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付してください。
・ 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。
【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了(履修)年月日
教職についての省令並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

【注意事項】
・ 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は更新講習修了確認証明書添付してください。

免許状更新講習の見直しについて

現行

<必修領域> 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項（12時間）

- ◆ 学校を巡る近年の状況の変化
- ◎ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
- ◎ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）
- ◎ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
- ◆ 学習指導要領の改定の動向等
- ◆ 法令改正及び国の審議会の状況等
- 様々な問題に対する組織的対応の必要性
- 学校における危機管理上の課題

<選択領域> 教科指導、生徒指導その他教育の充実にに関する事項（18時間）



見直し後

<p><必修領域> 全ての受講者が受講する領域 【6時間】</p>	<p>☆ 国の教育政策や世界の教育の動向（◆の内容から抽出して構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 教員としての子ども観、教育観等についての省察 ◎ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。） ◎ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
<p><選択必修領域> 受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域 【6時間】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校を巡る近年の状況の変化 ◆ 学習指導要領の改訂の動向等 ◆ 法令改正及び国の審議会の状況等 ■ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ■ 学校における危機管理上の課題 ○ 教育相談（いじめ・不登校への対応を含む。） ○ 進路指導及びキャリア教育 ○ 学校、家庭並びに地域の連携及び協働 ○ 道徳教育 ○ 英語教育 ○ 国際理解及び異文化理解教育 ○ 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等） <p style="text-align: right;">現行の必修領域から位置付け変更</p> <p style="text-align: right;">現代的な教育課題として、選択必修領域に位置付け</p>
<p><選択領域> 受講者が任意に選択して受講する領域 【18時間】</p>	<p>幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題</p> <p>※事項の定めなし。ただし、旧免許状所持者においては、その者の職（教諭、養護教諭又は栄養教諭の職）に応じた講習を受講する必要がある。また、新免許状所持者においては、その免許状の種類（教諭、養護教諭、又は栄養教諭免許状）に応じた講習を受講する必要があることは従前のとおり。</p>

選択必修領域の導入について

別添5

～平成28年4月から免許状更新講習の内容が変わります～

【目的】

受講者の希望やニーズに基づき、これまでの「必修領域」の内容を精選し、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じて、適時に現代的な教育課題を学べるようにする。

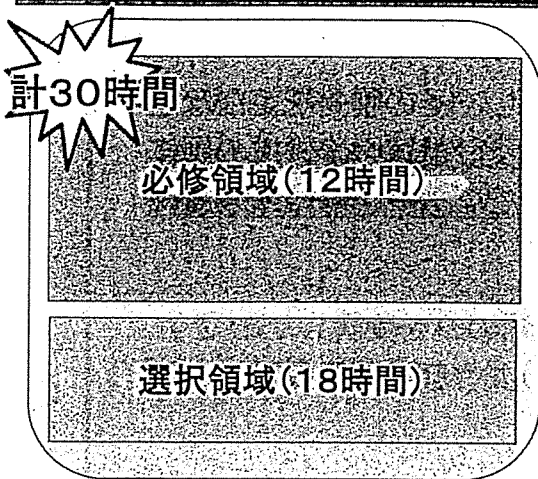
【内容】

- これまでの「必修領域」の内容及び時間数の見直し(12時間→6時間)
- 学校種・免許種等に応じた「選択必修領域」の導入(6時間)

【施行日】

平成28年4月1日 ※経過措置あり

今までの免許状更新講習の内容



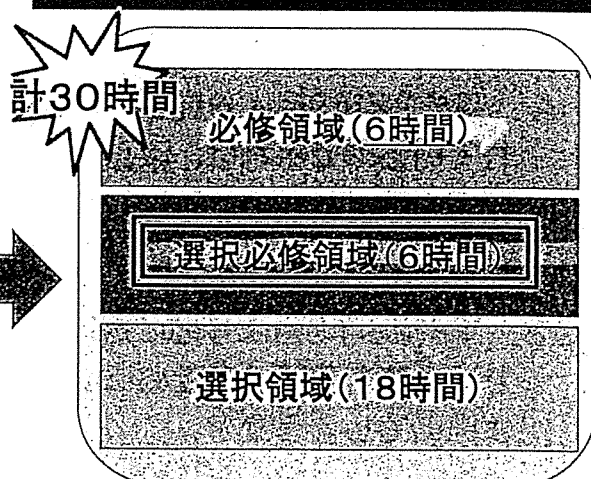
【必修領域】

- ① 学校を巡る近年の状況の変化
- ② 教員としての子ども観、教育観等についての省察
- ③ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)
- ④ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
- ⑤ 学習指導要領の改訂の動向等
- ⑥ 法令改正及び国の審議会の状況等
- ⑦ 様々な問題に対する組織的対応の必要性
- ⑧ 学校における危機管理上の課題

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

これからの免許状更新講習の内容



【必修領域】

- ☆ 国の教育政策や世界の教育の動向
- ②～④は、これまで同様、必修領域に位置付け

【選択必修領域】

- ①及び⑤～⑧は、選択必修領域に位置付け
- ☆ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。)
- ☆ 進路指導及びキャリア教育
- ☆ 学校、家庭並びに地域の連携及び協働
- ☆ 道徳教育
- ☆ 英語教育
- ☆ 国際理解及び異文化理解教育
- ☆ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。))等

※この中から、学校種・免許種等に応じて選択(6時間)

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題

経過措置について

施行日(平成28年4月1日)より前に、改正前の必修領域(12時間)を履修し、その認定を受けた場合、新たに選択必修領域を履修する必要はありません。(改正後の必修領域及び選択必修領域について、履修認定を受けたとみなします)また、改正前の選択領域を履修し、その認定を受けた場合、改正後の選択領域について同時間の履修認定を受けたとみなします。

Q&A

Q1. 選択必修領域講習を異なる大学でそれぞれ受講し、その結果、2講習（計12時間）履修認定がなされた場合、選択必修領域として余分に履修認定を受けた1講習（6時間）を選択領域の18時間分に振り替えることは可能でしょうか？

A. 免許状更新講習規則第4条において、免許状更新講習は領域ごとに受講する内容及び時間数が定められているため、これに基づき、各領域の認定を受けた講習をそれぞれ履修する必要があります。このため、選択必修領域として認定を受けた講習を、別の領域の講習として振り替えることはできません。

Q2. 平成27年2月～平成29年1月末までが受講期間となっており、改正前の必修領域を12時間受講したのですが、改めて選択必修領域を受講する必要はあるのでしょうか？

A. 平成28年3月より前に必修領域を履修し、その履修認定がなされているのであれば、改正後の必修領域及び選択必修領域の履修認定を受けたものとみなしますので、新たに選択必修領域を履修する必要はありません。

Q3. 平成28年3月より前に選択領域12時間のみを受講したのですが、免許を更新するためには、あとどのような講習を受講すればよいのでしょうか？

A. すでに履修された選択領域（12時間）については、改正後の選択領域（12時間）を履修したものとみなしますので、あとは、改正後の必修領域（6時間）、選択必修領域（6時間）並びに選択領域（6時間）を履修していただく必要があります。

なお、改正前と同様、現職教員は該当する申請期間内に手続きを行う必要があります。現職教員でない方についても、履修認定を受けてから2年2か月の間に更新手続きを行う必要がありますので、御留意下さい。

Q4. 選択必修領域と選択領域との違いは何でしょうか？

A. 選択必修領域は、所有する免許状の種類や勤務する学校の種類などにより、省令に規定された内容から受講者本人が選択して受講するものです。

また、選択領域は、職（教諭、養護教諭、栄養教諭）に応じた講習（新免許状所持者の場合は、免許状の種類（教諭、養護教諭、栄養教諭）に応じた講習）の履修が必要ですが、選択必修領域はその必要はありません。

教員免許更新制とは？ (全校種共通用)

別添1

～平成21年4月からスタート～ 修了確認期限・有効期間の満了日を御確認願います。

- 国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校で教育職員(※)として勤務する方は、この案内を各自で大切に保管し、修了確認期限を忘れないよう御注意願います

※教育職員：教育職員免許法第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(非常勤講師・臨時的任用教員含む)。

免許状更新講習について

免許状更新講習の受講期間に、合計30時間以上の講習を受講・修了していただく必要があります。

30時間のうち、「教育の最新事情などの必修領域」を12時間以上、「教科指導、生徒指導などの選択領域」を18時間以上受講・修了する必要があります。

免許状更新講習は、大学等を中心に全国で開設されています。

具体的な講習内容については、文部科学省ホームページや、開設する大学等のホームページなどで確認できます。受講の申し込みは、受講する大学等へ直接お申し込みください。

◎新免許状と旧免許状の違いは？

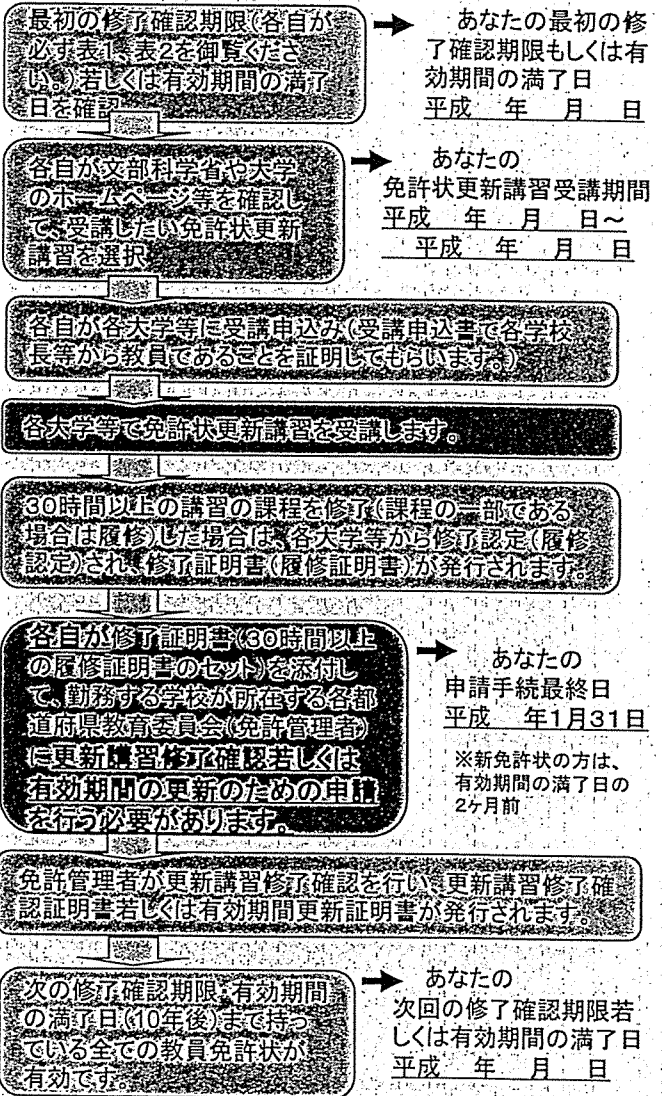
平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状は、新免許状といい、10年間の有効期間が付されています。

新免許状を持つ方は、各自の免許状に「有効期間の満了の日」が記載されていますので、満了の日の2か月前までに、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に免許状の有効期間更新の申請を行わなければなりません。

一方、平成21年3月31日以前に授与された免許状を旧免許状といい、旧免許状をお持ちの方を、旧免許状所持者といいます。この方は、平成21年4月1日以降に新たに免許状が授与されても旧免許状所持者の扱いです。

旧免許状所持者の方は、生年月日によって各個人に修了確認期限が割り振られており(※裏面表1・2)、免許状更新講習を受講・修了し、修了確認期限の2か月前までに、免許管理者に更新講習修了確認申請を行わなければなりません。

教員免許更新制のおおまかな流れ



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く)の最初の修了確認期限

Table with 4 columns: 生年月日, 最初の修了確認期限, 免許状更新講習の受講期間及び申請期間, 次回の修了確認期限. Rows 1-13 show birth date ranges and corresponding dates for license renewal.

《表1の見方》

各自の生年月日から、①～⑬の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間を御確認ください。

例1：昭和43年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2：昭和60年1月8日生まれの養護教諭の方は、⑭の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

あなたのお持ちの教員免許状は何ですか？

Table with 4 columns: 授与者名(都道府県名), 免許状の種類, 教科又は領域, 授与年月日. Includes an example row for Tokyo, Middle School, Japanese Language, issued 5/5/30.

非常勤講師や臨時的任用の教員はどうすればよいのですか？

旧免許状を所持し、修了確認期限の時点で教諭等の職にある場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務があります。そのため、免許状更新講習を修了せずに修了確認期限を経過した場合、免許状は失効します。

修了確認期限の時点で教諭等の職にない場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務はなく、修了確認期限を経過しても、免許状は失効しません。

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

Table with 4 columns: 免許状を授与された日, 最初の修了確認期限, 免許状更新講習の受講期間及び申請期間, 次回の修了確認期限. Rows 1-4 show issuance dates and corresponding renewal dates for nutrition teacher licenses.

《表2の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間を御確認ください。

例1：平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2：昭和48年1月8日生まれの教諭で平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

教員免許更新制に関する Q&A

Q1. 長期の病気休暇中や介護休業などにより、受講できない場合は、どうしたらよいでしょうか？

A. 長期間の病気休暇、産前産後の休業、育児休業、介護休業の間中である場合には、各自の修了確認期限もしくは有効期間の満了日の2か月前までに、免許管理者への申請を行うことにより、修了確認期限を延期することができます。

Q2. 養護教諭や栄養教諭も、教諭と同じ講習を受講することになるのですか？

A. 必修領域については、受講対象者の区別はありませんが、選択領域については、現在の職に応じて、受講する講習が異なります。例えば、現在、小学校教諭の職にある方の場合、対象職種が「教諭」の講習を受講する必要があり、養護教諭の職にある方の場合、対象職種が、「養護教諭」となっている講習を受講する必要があります。

Q3. 免許状更新講習の受講が免除されるのは、どのような人ですか？

A. 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭など指導的立場にある方は講習の受講を免除される可能性があります。受講免除を受けるためには、各自の修了確認期限もしくは有効期間の満了日の2か月前までに、免許管理者に受講免除の認定申請を行うことが必要です。

※現職教員の方は、勤務する学校が所在する各都道府県教育委員会が免許管理者となります。申請手続の詳細等は、各免許管理者までお問い合わせください。



教員免許更新制



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

【お問い合わせ先】

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室

メールアドレス:menkyo@mext.go.jp

03(5253)4111 内線3572、3573